

学校用調査結果（自由記述のみ）

問18 ヤングケアラーへの支援に関して

1	教職員の知識を深め、子どもや保護者が教員に相談しやすい関係をつくりあげて行くことが大切と考える。さらに、地域の関係機関との連携体制の確立も必要である。
2	ヤングケアラーは、なかなか表面化しないので、その実態把握が困難です。学校では、生徒の変化等を教員が察知する等しか具体的な方法がないので、確実な把握にはほど遠いのが現状です。
3	学校において、児童生徒の訴えからヤングケアラーの問題が表出する（第3者に認知される）ことが多いと思われるが、その要因が家庭（保護者）にある場合、その解決やヤングケアラー（生徒）の支援のために学校が主になることには様々な困難が伴うし、学校教育の限界がある。地域の団体や市町村の関連部署が、福祉の観点から主体となって支援を行うのが適切であるし、解決への近道であると思われる。
4	現在本校には対象となる生徒はいないが、アンテナを高くしてヤングケアラーの把握に努めたい。
5	ヤングケアラーと思われる生徒の把握については、生徒が相談したいと思える教員との信頼関係の確立が重要である。同時に該当生徒及び家庭の支援にあたっては、学校や教育委員会を核として関係機関が結びついて、組織的継続的対応を進めていくことが必要であると思われる。同時に、その前進を生徒・支援者が確かめながら進めていくことが大切と思う。そういった組織体制の確立に向けては、各学校では校内体制の中にこれら課題に対応する専門官を位置付け、それを担っていく人材の育成が急務である。
6	ヤングケアラーに関しては、本校には該当する生徒はいないが、いつ当てはまる生徒が出てきても、俊敏に対応できるよう、教職員の理解促進のための校内研修を実施し、普段から、知り得ている情報をもとに、可能性のある生徒を共有できる体制を整えている。 取り扱いが非常にデリケートな内容であるため、家庭への紹介は決して行わないが、可能な限り家庭環境などの背景を把握し、内面理解に努め、必要に応じて専門組織と連携を取りながら、慎重かつ迅速に対処することが大切であると考えている。
7	実際にヤングケアラーが生徒の中から出た場合、早急に市の関係機関と連携して、対応できるように準備を進めたい。
8	地域の福祉機関等が把握している状況（生育歴・支援歴）等を学校の情報提供していただきたい。家庭内の事案については、生徒自身の言動に問題行動等がなければ学校では把握できない。 SSW や児童相談所、市町村の福祉部門など、学校が「初期対応についての相談」ができる体制の整備。児童相談所などは「虐待の通告かどうか」が重視されるため、通告に相当しな

<p>い場合は一般的な対応の助言に留まることが多くなってしまいます。</p>
<p>9 ヤングケアラーの支援については、今までも保健当局等で様々な形で支援や対応を行いつつも、対応に苦慮していると拝察いたします。子どもたちのおかれている状況を迅速に把握したり、心のケアなど、学校に求められる対応等はとても重要かつ必要なことだと思います。福祉部局等と学校との円滑な連携を構築するためにも生徒に関係する各機関がスムーズに連携を行える仕組み・人員の配置等を望みます。</p>
<p>10 どのレベルをもってヤングケアラーに位置づけるのかが不明瞭です。 年の離れた弟や妹の面倒を見る事例を見かけることはありますが、どの程度でヤングケアラーとなるのでしょうか？児童・生徒に目に見えるような変化が現れないと、介入が難しいように感じます。</p>
<p>11 ヤングケアラーへの支援は重要であると考えます。</p>
<p>12 ヤングケアラーがいるのではと注視していますが、校内で体制づくりは進んでいません。教育相談の機能を強化し、実態把握に努め支援策を検討するレベルです。学校以外にも相談できる制度があるといいと思います。</p>
<p>13 家庭内の問題の部分が多いため、保護者との共通理解を図ることが必要。</p>
<p>14 最近になり、報道等においてヤングケアラーの存在や深刻な問題点が指摘・一般化されたばかりであり、教職員・保護者・生徒に「ヤングケアラー」の概念を周知することが第一歩だと考える。</p>
<p>15 ヤングケアラーの相談や支援は学校が行うのではなく、市町村の保健・福祉の担当部署が日ごろからの見取りをしっかりと行うことで対処してほしいと考えます。</p>
<p>16 言葉だけ先走りしており、末端は理解不足の感は否めない。 よくわからない、と答えたのも理解不足からくるものであり、専門家だけしか理解できていないのが現状と思う。</p>
<p>17 本校のケースは、学校帰宅後に幼い兄弟の面倒を保護者に替わり行っている。3～4 時間程度の時間であり、午後 9 時からは自分の時間も持っている。学校生活では部活動に参加できないこともあるが本人も納得している状況が見られる。 このような軽微なケースなので、校内で情報共有で対応している。重い内容の場合、外部との連携を行い多角的に対応しなければならないので、教育委員会との連絡体制や学校安全マニュアルの見直しを実施しなければならない。</p>
<p>18 生徒が自分をヤングケアラーだと自覚しているかどうか、またそれを学校に知ってほしいと思うかどうかという視点を持ちながら、生徒理解や支援につなげていくことが必要だと考える。 家族のことに立ち入ることなので、調査等も含め、生徒が相談しやすい雰囲気や体制が不可欠である。</p>
<p>19 今後ヤングケアラーに対する認識をもち生徒の状況把握を行っていくことは必要であると考えます。</p>

<p>20 ヤングケアラーと家の手伝い（分担）との区別が難しいと感じています。</p> <p>但し、ヤングケアラーの為に、学校へ行けない、友達と遊ぶことができないという事は問題があると思います。</p> <p>本校では、登校時に親に代わって妹を保育園（登園の準備を含めて）に送っているという生徒がいますが、これがヤングケアラーに該当するか難しく感じています。</p>
<p>21 家庭内の問題に学校が関わる場合、非常に慎重に進めている。それは、保護者との良好な関係性を保ちながら子供の対応にあたるためである。</p> <p>この問題は事例として極めて細分化されていることから、状況把握までは学校で対応できたとして、その後の保護者や家庭への支援を継続することは難しい。</p> <p>また、保護者や家庭への支援をすることは、役割として、学校が負うべきものではないような気がする。</p> <p>本校の現状としては、少ない対応事例である。</p> <p>おそらく、多くの学校において、この課題を最初に発見できる場所は学校である。学校が情報発信した場合、他機関の動きも「学校主導」の域を出ないことが多い。</p> <p>学校はあくまでも子どもへの教育的な指導や支援をする場であり、保護者や家庭への対応はSSWや福祉の方々の役割であると感じている。</p> <p>もう少し、学校との情報共有や支援の具体を展開するための打ち合わせのハードルを低くしたいところである。</p> <p>また、そういった他機関と「つなぐ」ための役割（「保険の窓口」のような）をしてくれる方の存在が必要な気がする。</p>
<p>22 学校現場では、なかなか家庭への介入は難しいと考えています。学校に登校した時の子どものケアはできますが、家庭への支援や介入といった部分では、福祉的な分野になってくるのだと思います。なので、『福祉と教育の連携』は必要なのではないかと思っています。</p>
<p>23 ヤングケアラーについて生徒に正しい知識を伝える必要がある。その上での確認作業が必要かと思う。</p>
<p>24 ヤングケアラーに特化した校内体制や相談窓口は不要。個別に支援が必要な生徒に対する支援はこれまでも学校は対応実績がある。</p>
<p>25 行政との連携ができる機関が必要になるとともに、学校ができる取組を支援・協力してくれる仕組みが不可欠になってくる。</p>
<p>26 常に情報収集に努め、子供の変化にすぐに対応する事</p>
<p>27 「将来、老いた時に自分の世話をしてもらうために子どもを産んだ（それが当たり前だろう）」と年配の方が語っていた記事が印象に残っていて、そうした価値観の違い、時代の流れについても考えさせられる。助けるという道徳的な面、子どもの人権、どこまでが称賛され、どこからが非難されるのか、答えがでない。ケースによって認識も対応も著しく異なるのではないかと思う。</p> <p>また、本人への支援は重要だが、ヤングケアラーの保護者自身の気づきや行動変容が求</p>

<p>められるケースが多いと思う。しかし、歳を重ねれば重ねる程、大人の意識改革は難しくなるので、幼少期から地道に教育を進めていき、子ども本人が気づけたり、誰かに話そうと思える環境を作ることも大切だと感じる。</p>
<p>28 ヤングケアラーが発覚した場合の学校、市役所、市教委、SSW,SC,学校適応指導教室、児童相談所等の役割分担を明確にすることが必要です。</p> <p>学校が第一発見者になる場合では、家庭環境になると踏み込めない分野が出てきます。また今までの経験で言うと、家庭環境への踏み込みが、学校以外でも出来ない場合があるように見受けましたが、児童生徒の将来を考えると、さらに具体的な策が必要だと考えます。</p> <p>また、道費職員である SC の学校訪問日数がこの数年で減らされていくことに矛盾を感じています。SC の活用がヤングケアラー児童生徒や保護者支援の全てではないですが、児童生徒を取り巻く環境の多様化を考えると、学校現場に直接来ていただける専門家の配置に一考が必要だと考えます。</p>
<p>29 民生委員やソーシャルワーカーなど福祉の拡充など支援できる体制の確立。</p>
<p>30 家庭の事情をどこまで配慮するのが判断が難しく感じます。</p>
<p>31 本校ではヤングケアラーに該当する生徒はいないと認識しているが、生徒自身の問題意識がない場合など、把握できない場合もあると思うので、そのような場合に支援を受けることができるということを知らせる必要があると思う。</p>
<p>32 学校のスタッフによるマンパワーは、ヤングケアラーへの支援を行うことが難しい。</p> <p>また、地方の小規模校では、SSW の派遣を定期的にお願ひすることが、人材がいないなど難しいのが現状である。</p>
<p>33 まずは、教師と生徒の関係性を構築して、家庭のことも含めて、困っていることを言える関係性をつくっていく。</p> <p>また、教育相談や個人懇談等の場で、子どもたちや保護者から実態が聞けない限り、状況がみえないところがあるのが難しいところではないか。</p>
<p>34 ヤングケアラー支援だけに当てはまることではないのですが、これまで勤務した学校では、金銭的な援助（就学援助）が十分に行われているにもかかわらず、そのお金が子どもに反映されていないという実態を数多く見てきました。確実に子どもの教育に使われるようなシステム（学校に直接入金され、学校で購入したり、支払いを行ったりできるように）をぜひ構築していただきたいと考えます。子ども自身も様々な援助システムに無知であるため、ただ現実を受け入れるしかないという状況で、修学旅行に行けない、希望する高校に進学できないということがありました。子ども自身への教育（権利を主張し行使する力の育成）も必要であると思います。また、様々な公的機関とケース会議を行っても最終的には「家庭には介入できない」「本人も保護者も支援を必要としていない」（保護者も子どももともに知的障害をもっており、認知できないというパターンや、子どもが保護者を守るために嘘をつくパターンなど）ということは何もできずに終わってしまったこともあります。明確かつ客観的な判定基準のようなものも必要だと思います。</p>

35	いじめや虐待と同様に、相談機関、相談連絡先の啓発の強化、周知することからはじめる。
36	まず、子どもや保護者がヤングケアラーについて詳しく知ることが大切だと思う。
37	市や関係機関からの家庭内の状況に関する情報提供
38	<p>10年ほど前から家庭の事情で学校を休む子供が散見されはじめた記憶がある。家庭の生活水準が低い家庭ほどそのような傾向にあるように映る。</p> <p>学校での解決は厳しいと率直に考える。</p> <p>社会全体でヤングケアラーにおける周知が徹底されることで意識が高まっていくように感じる。子どもの学習する権利や学びの保障を確保することは未来の日本社会のあり方を豊かにすることに繋がるはずです。</p>
39	高校生くらいになると家庭内のことで実態が見えにくく把握しづらいことが現状である
40	<p>ヤングケアラーを含め、そのような困難な状況にあると疑われる子供を把握した際、本自治体内の複数関係機関に相談したところ、「実際に事件・事故が起きていない状況では動けない」と、対応を渋られたことが数多くある。学校側が子供たちの状況把握の窓口になることはわかるが、状況を改善できる受け皿がない、もしくは機能しない状況が多いと感じる。このような取組についてはまず、自治体の関係機関が責任感を持って対応できるように啓発したり、研修の場を設けるなどする必要があるのではないかと考える。</p>
41	<p>ヤングケアラーについて、学校は実態を調査・把握することはできても、(家庭内の事象について) 家庭に対する支援や指導を行うのは難しいのが実状です。学校等が掴んだ情報を基に、家庭への法的根拠に基づく指導や、直接的に人的・物的支援を行うことができる機関を確立することで、家庭・学校はこうしたケースについて安心して相談することができるのではないかと考えます。</p>
42	<p>教員が子どもの負担になっていると思っても、子ども自身が望んで行っている家事手伝いや保護者の理解が得られない場合など、さまざまなケースが考えられるので、まずはヤングケアラーについて広く認識していくことが必要だと思います。</p>
43	<p>「ヤングケアラー」という概念は、学校全体で共有していく必要がある。教科担任による学習支援(補習など)や相談活動を続けながら、総合的に判断する必要がある。</p>
44	<p>定時制高校に通う子ども達は、貧困家庭が多く家庭を支えるため、ヤングケアラーになってしまう場合が多い。そのため、ヤングケアラーを支援する活動が増えていくことを期待している。</p>
45	<p>家庭内の問題となり、学校の情報は生徒の様子を観察のみになる。他機関との連携は可能だが誰がイニシアチブをとって進めるかが難しい。</p>
46	<p>どの段階で、どこに連絡したら、どのような対策をしてくれて、どのようになるのかが具体的にあると連絡しやすいと思います。</p>
47	<p>必要と思われるが、どのようにしていったらよいかよくわからない。</p>
48	<p>町福祉課との情報共有や連携が重要</p>

49	<p>ヤングケアラーに対しての支援の必要は十分理解しているが、このことについては、更なる福祉の取組の充実を求めたい。</p> <p>学校教育の場においては、各家庭の内情の把握やその問題に対して正対できる時間や対応教員数など物質的な状況が整っていません。</p>
50	<p>子供は親だけが育てるわけではなく、社会全体で育てる必要がある。子供の権利条約にも記されているように、多くの大人が関わりを持ち、手を差し伸べていきたいと考える。</p>
51	なし
52	<p>児童相談所の職員の人数を増やし、対応しやすくすること</p>
53	<p>ヤングケアラーを知らない家庭が多いと思われる。また家庭内のことであり、ヤングケアラー自身も自分の家庭では当たり前のことと考え、悩みながらもしょうがないことと思ひ、表に出にくいと考えられる。リーフレット等を各家庭に配付し、ヤングケアラーについて知ってもらうことが大切ではないかと思ひます。</p>
54	<p>怠慢な保護者による「家事手伝い」と称した搾取（一時的で年中ではない）を含めるか否かによって調査件数は変わってくる。</p>
55	<p>学校が家庭に入っていくのは、限界もあるため、関係機関との連携が必要だと思われる。</p>
56	<p>学校内でのヤングケアラー該当生徒への学校内での支援は学校の役割だが、保護者への支援は保健福祉行政の役割である。その役割分担を明確にしていきたい。</p>
57	<p>ヤングケアラーの社会的認知度は、まだ低いように思える。認知度を向上させるための取組の必要性を感じる。</p>
58	<p>何でもかんでも学校が介入する仕組みを作らず、国や地方自治体、児童相談所、弁護士、民生委員などで支援をすべきである。学校としてできるのは、情報提供のみであることを強調させていただく。</p>
59	<p>児童生徒自身が、当たり前と行って行っているケースは、その実態を把握しにくいことと、家庭内でのことであるため、見えにくいという特性があるように思う。</p> <p>そのため、福祉機関と学校との連携が今後いっそう必要になると思われるため、日常から風通しの良い関係を保っていく努力が必要と考えます。</p> <p>また、児童生徒自身にも、こういった社会問題が発生しているということを、伝え社会教育を行っていく必要があるように感じる。</p>
60	<p>デリケートな問題なので、本人の自覚と相談が前提と考えます。学校が踏み込んで良いことと悪い事の境目が難しい。福祉的な立場で関わる人が重要だと思ひます。</p>
61	<p>これまでの日本では、家族構成により子どもがお爺ちゃんやお婆ちゃんの助けをすることが当たり前とされ、道徳的にも大変素晴らしい情操教育とされてきた。</p> <p>また、それぞれの家庭の教育方針に学校教育がどこまで立ち入る事が出来るのか、大変難しい問題であると考えます。</p> <p>一方、児童生徒へ家庭のそれら手伝いが著しく過度な場合、それもまた大きな問題ではある。基準、線引きがケースによって、家庭によって千差万別にあるとも考えられるため、大</p>

<p>変繊細でかつ、正確な情報のもとに進めることが求められると思われる。</p> <p>私自身、大変、難しい問題であると思っています。</p>
<p>62 母子家庭宅の不登校の生徒が自宅で同居している祖母のケアをしているケースがある。母親は、介護サービスも頼んでいるので娘がケアをする必要はないと言っているが、不登校の生徒自身は自分が祖母のケアをすることで自己肯定感の確認をしており、祖母と生徒が共依存のような関係といえる状況でもあるため、対応が難しい。</p>
<p>63 各家庭の実態を把握したときに地域に相談できる機関があるかないかがとても大きな分岐点となる。家庭のあり方が多様化する中で、子どもの人権を優先して関与してくれる機関が必要である。</p>
<p>64 学校がどこまで関わり、関係機関とどのように連携を進めていくかという意識の啓発と実行力のある体制づくりを進めていかななくてはならないと考えます。家庭のことだからと一歩引いてしまったり、家庭から拒絶されるケースなど、対応が難しい内容なので、子供からの聞き取りや支援、関係機関との情報共有など今できることを地道に進めていくことが大切と考えます。</p>
<p>65 ヤングケアラーについて、その実態等が教職員及び保護者、地域社会に浸透していないことが課題であります。学校での研修を通して、実態調査等への取組に進めて支援につなげていきたいと考えています。また関係機関との連携を図ることも重要であると考えます。</p>
<p>66 学校が最も早く生徒の状況を把握できると思う。が、把握した後の具体的なノウハウが確立されていない。生徒をヤングケアラー状態から解放するには、困っている家族を支えることが不可欠。そのためには、福祉の観点から家庭へ働きかけるほうが、保護者の安心できるのではないかとと思われる。(学校から生徒のことで保護者へ話をすると、保護者自身が学校から責められているように感じる人が多いようです)</p> <p>どのタイミングで誰がどんな手順で保護者への支援を行っていくのか、専門知識をもとに共通理解しながら円滑に進められるようにしていくためのフローチャートなどがあると助かる。</p> <p>保護者の安全安心が、結局は子どもたちの健全な成長の大前提だと思います。子育て世代、若い保護者たちがどんな状況になってしまったとしても、決して取り残されない、孤立しないシステムが必要だと思います。専門家のみなさん、よろしくお願いします。</p>
<p>67 子どもの様子をとおしてしか確認できないため、本人は当たり前のように行っているが実は家族のことで何かを我慢しながら生活している子どももいるかもしれない。子どもの日常の様子をしっかり見ていくことはもちろん、面談等をとおして注意深く子どもたちを見ていかなければならない。</p>
<p>68 具体的に、誰がどのような支援を行っていけるのかを知りたい。</p>
<p>69 学校だけでは状況の把握すら難しく、外部機関・関係機関との適切な連携が必要だと思います。</p>
<p>70 ヤングケアラーについて認識する機会を校内でも設けたい。</p>

71	学校が日常的にきめ細かい生徒の様子観察・実態把握に努めることはもちろん、家庭との連携や信頼関係の構築を大切にして、ヤングケアラーの実態把握に努めることが必要。
72	学校が情報提供及び実際の生徒の支援をすることは当然であるが、問題は子供ではなく、保護者のほうであると感じている。保護者に対する支援がなければ、いくら学校が子供を支援しても限界がある。あくまでも個人的な意見ですが、親を支援することが大前提であると感じている。
73	今後さらに必要になってくると思います。
74	ヤングケアラーの支援は、基本的には行政・福祉の問題・課題であり、学校側が主となるものではないが、学校が「入りやすい・相談しやすい窓口」の一助となることは可能。
75	支援の充実が必要だと感じます。
76	家庭環境の把握は生徒の支援上大切なことであるが、家庭内での役割分担などプライベートにかかわる内容について、どこまで踏み込んでいいか難しい面もある。
77	早期発見は重要であるが、家庭内で起きることであるが故に、学校が家庭に（家の中に）立ち入って調べることは非常に難しい。また、問題が表面化しにくいいため、早期発見は簡単なことではありません。
78	早い段階での関係機関との継続的な連携が重要と考えます。
79	家庭のことについては、学校には介入してほしくない家庭もある。こちらが支援を必要と感じても、学校からは切り出しにくい話でもある。義務教育段階では市町村教育委員会を挟むからか市町村の福祉課、保健師との繋がりがあのように感じるが、高校となるとその繋がりが希薄化するように感じる。市町村により連携がとれていると感じるところもあるが、高校段階まで、福祉と教育の連携を保てるような体制になってほしい。
80	まずは、ヤングケアラーという言葉について、校内で共有し、該当生徒をしっかりと把握していくことが必要と感じます。
81	実態がわかりにくく、事例も少ないことから教職員の意識は高くない。家庭への働きかけが上手くいかない場合、学級経営に不都合が生じるため担任や学校が矢面に立つのは慎重にならざるを得ないため、専門機関との協力が必須と考える。
82	学校に頼らない方法の構築が望ましいと考えます。 チェック項目を活用した把握は、できるものの、「正しい実態」については、把握が難しく、児童生徒の心や教師との信頼関係に影響を及ぼしかねないことも多く、踏み込んだことに躊躇するケースもある。学校でできることとそれ以外の方法の区分けをした実態の把握と状況改善の手立ての構築を望みます。
83	セーフティネットの充実や子どもの声を拾う機会の拡充が重要
84	学校が得た情報を関係機関に提供することはできる。 教員が対応できる範囲は少なく、現状から考えて、解決に向けて実働することは非常に困難である。

85	今後、校内研修を充実させ、ヤングケアラーへの対応について研修を深めていきたい。
86	ヤングケアラーについて生徒・教職員が理解しなければならない。そして、相談窓口の周知、生徒アンケートや個人面談を通していじめ問題への取組や教育相談とともに現状の把握に努め、対応していく必要がある。
87	その家庭にとっては家族がそれぞれ協力しあうことで成立することもあり、学校として判断することが難しい。 また、学校単独で家庭に介入することも難しく、外部機関との連携は不可欠である。連携が円滑にできる仕組みを構築することが必要だと思う。
88	学校内の掲示板に貼れるようなリーフレットを作成するなどして、相談先等大人も子どもも目に触れる機会をつくって欲しい。社会で当事者を支える体制づくりが必要である。
89	ヤングケアラーの支援には、実際問題として経費が課題としてあると思う。ヤングケアラーを把握することももちろんだが、その先にある経費の問題を含め、支援する団体の拡充、体制の整備、補助金等の規定の整備などが行われるとよいと考える。
90	これまで生徒も含め、教職員内での認識も十分ではないと考える。教職員研修の中で、ヤングケアラーについて学ぶ機会等を設けることも考えられる。
91	教員が家庭の事情まで、深く追求できない部分がある。学校以外の機関からのアプローチが鍵を握ると考える。
92	「早期発見・把握」「適切な初期対応」「小中連携」「町教委・自治体との連携」を最初期に確実に取る。その為にも自治体主導で体制づくりを！
93	まずは、職員への啓蒙活動を心がけていきます。
94	「いじめ」「学業不振」「人間関係等に起因するメンタル面での不登校」「起立性調節障害」等、他の問題と現れる現象に大差がないため、これまでの相談項目の中に家庭の状況の把握をより多く含める程度しかできないのではないかと。学校が中心となるのではなく、高齢者や身障者、生活保護状況等の問題が深く関わっているため、道や市町村の福祉課等でまず対応し、その中に学校が加わるのが筋のように思われる。学校が事態を発見して、報告する場面が想定されるので、むしろ学校が情報を提供する場を明確にすべき。
95	要支援のケースについて、生徒・保護者がともに問題意識を持っている場合は良いが、保護者に問題があり、要支援となるケースへの対応は、S S W・S Cの協力を得られても、継続的な支援は大変難しいものがある。
96	本人にとっては当たり前の生活と考えている場合も多いと思われるので、本人に気づきがあれば、周囲の気づきが遅れてしまったり、直接的なサポートをすることが難しいことも想定される。
97	兄弟の多い家庭、両親が発達障がいや精神疾患の場合がわかっている場合は自治体で把握しており、共有すべき。
98	学校での解決は難しく、社会教育機関等の対応が必要である。

99	<p>家庭内のことなので、該当生徒や保護者の考えを十分くんだ上での指導が大切になる。学校として、どの程度・どの基準をもって判定するのか、家庭内での差・個人差があるので一律にはできない。</p> <p>また、学校として、どこまで立ち入って指導につなげるかあいまいさが残る。</p> <p>また、働き方改革の中で、関係する職員に休日や夜遅くまで勤務させることもどうかと考える。</p>
100	<p>病気や障害のある家族の世話、ギャンブル依存症の保護者等、ヤングケアラーに対する支援の内容は多岐に渡りますが、ヤングケアラーとされる子供の将来（可能性）を考えると、支援は絶対に必要だと思います。支援に関わる人、物（お金）などが充実し、人々が「支援を受けることが当たり前」と考えられる世の中になると良いと思います。</p>
101	<p>本来大人が担うべき役割を、子供自身がしているかどうか、例えば通常の学校生活を送れている場合などは学校としては把握できないことも推測される。それが家族としての役割であると家庭で教育されている場合は子供自身もその認識であり、誰かに相談しようとする意識も持てない可能性が高い。よって、ヤングケアラー（ネグレクト）の事例を「家庭の事情」で済ませず、保護者や家族が深く知ることが大切であると考えます。</p>
102	<p>今後も、年齢や成長に見合わない重い負担を負うヤングケアラーが一定数存在することが想定される。</p> <p>学校においては、学業との両立が困難となっている生徒の状況を把握するとともに、その後の対応については福祉機関との連携を図ることが重要であると考えます。</p>
103	<p>学校外との連携が不可欠であり、保護者対応についても法的なバックボーンを基に対応できる環境が必要である。</p>
104	<p>介護などの必要がある人を社会が支えるようにならないと問題は解決されないと思う。社会保障の充実を願う。</p>
105	<p>行政福祉部門の積極的なかわりが必要と認識します。</p>
106	<p>対応が発生した時に、迅速に、関係機関、必要な支援につなぐことが大切だと思います。</p>
107	<p>病人や障がいのある家庭への公的支援を充実させ、ヤングケアラーを生まない環境をつくるのが重要だと考えます。</p> <p>「相談してください」で終わらせず、相談したらその先にどんな支援が受けられるのかわかりやすく伝える必要もあると思います。</p>
108	<p>全ての対応を学校に任されてしまうと、学校はパンクしてしまいます。学校が発見し、福祉に繋ぎ、家庭への対応はSW（ソーシャルワーカー）など専門の方にやっていただくのが理想だと思います。学力向上、体力向上、新学習指導要領、GIGA スクール構想、いじめ・不登校への対応、コロナ対応、生徒指導、部活動、学校も一杯一杯です。子供たちのために何とか福祉機関で助けてもらえないでしょうか。</p>
109	<p>学校から福祉へつなげるだけでなく福祉（地域・民政委員等）から学校へつなげる仕組みづくりが必要。</p>

小・中・高との連携引き継ぎ仕組みづくりが必要。
110 学校が関わるべきケースと見守るべきケースの境界を見定めにくい。 また、学校教育の関わりが不必要だという意味ではなく、困難を抱えている生徒本人が行政の担当部署に実情とその改善を訴えられるシステムの構築と、そのシステムを気兼ねなく運用できる社会全体の意識、機運、土壌を整えることが必要だと感じる。
111 日常的に、子ども達が話せる雰囲気づくりや教師と子どもとの人間関係を構築することが大切。
112 学校としては、ヤングケアラー＝仕方がない、支援しようがないという認識である場合が多いと思うので、「支援が必要、支援してくれる機関がある」ということを認識させることが必要だと思います。
113 学校・教育委員会・関係機関との連携がきちんととれていることが前提であり、最初の動きはじめをどこが音頭をとるか道筋を決めていく。
114 ヤングケアラーの負担を軽減する行政の施策が必要と考える。
115 学校では生活態度や精神的な状況から家庭で何かあることが把握でき、本人と意思疎通を図ることができるが、家庭内の状況まで入り込んだり、指導を加えることは難しい。本人は高校通学を続けたいが保護者が働かなかったり、生活保護となっている場合のケアは学校ではなく、他の団体が支援をするべきだと思う。
116 ヤングケアラーへの支援のために、教育機関の調査が急速に進んでいるのは良いことであると思う。ある調査によると、定時制と通信制の高校生にヤングケアラーが多いとあったので、特に生徒や家庭への支援が必要だと思う。
117 教職員の中でも認識に温度差がある。教職員に対する研修と生徒への啓発、相談機関の充実が必要であると考えます。
118 特になし
119 なし
120 特になし。
121 各家庭のプライベートに入り込む難しい案件であるので、最新の注意を払って取り組まなくてはならないと思う。ともすれば、学校と保護者の関係がおかしくなってしまう。最悪、その一番の犠牲者は生徒自身になってしまう可能性がある。
122 特にありません。
123 【103】にも記載したが、自分自身の今の活動（友人との遊び、部活動など）だけでなく、将来も考え、ある程度いろいろなことができるようになる高校生では、学校が仲介してでも行政やNPO団体と繋がり、高校生自らが使える制度があると良い。 地方では公共交通機関や医療機関が少なく、より必要性を感じる。 地域の保健福祉部門が窓口を担ってくれれば、学校は仲介しやすい。
124 教師はアンテナを高くし、生徒の日常観察や対話の中から変化を見取ることが重要と考

<p>えます。</p> <p>生徒指導等に関する会議を定期的で開催し、教師間の情報共有を行います。</p> <p>定期的な保護者への連絡を行います。特に、心配や問題がある場合はきめ細かに保護者への連絡を行い、その解消に努めます。</p>
<p>125 生徒接していれば支援が必要かわかる。これまでも、学校として関係機関と連携して対応してきたが、これは学校の仕事なのかというジレンマの中で先生たちは奮闘している。全校一律でこうなさいという新たな取組が実施されると、ますます学校、教員の負担が増える。市町村の福祉担当者が主体となり学校と協力して進める体制が取れるとよいのではないかと考える。また、全校一律ではなく、対応できていない学校への指導を行うとよいのではないかと。</p>
<p>126 特にありません。</p>
<p>127 特にございません。</p>
<p>128 地域と学校が情報共有を図り、児童・生徒の理解をすることがとても重要だと考えます。</p>
<p>129 地元自治体の把握と支援が重要だと感じます。学校では何もできない。把握しても、承諾なしに相談することで軋轢が生じることが懸念される。特に狭い地域性だと隣人に知られたくないなど、一層そのように感じます。それでも踏み込むことを学校に求めることは厳しい。理解されることで、学校と地元自治体が連携できると感じます。</p>
<p>130 悩みを抱えている生徒に対し、相談する窓口がたくさんあることをその都度、周知するようにしている。</p>
<p>131 ヤングケアラーについて、小学校、中学校からの情報提供、児童相談所や市町村の子供福祉課や社協との情報共有が必要である。</p>
<p>132 特になし。</p>
<p>133 教育の問題ではなく、福祉・医療の問題であると考えするため、教育と福祉や医療との連携強化を図るべきであると考えます。</p>